

(一財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリートピック (2016年9月)

【英国の地方自治体関連の法案 ～ 交通、児童福祉、教育関連など】

英国では2016年5月18日、国会の2016～17年の会期が始まり、今回の会期で政府が国会に提出する予定である法案を女王が読み上げる儀式「クイーンズ・スピーチ」が行われた¹。現在の与党は2015年の5月5日の総選挙で勝利した保守党であり、また2016年7月には首相がデービッド・キャメロンからテリーザ・メイに交代している²。

地方自治体関連の法案

以下の法案は、2016年5月のクイーンズ・スピーチで発表されたもののうち、英国の地方自治体に関連するものである。既に法案が国会に提出されたものと、まだ提出されていないものがある。これらの法案は、「ウェールズ法案」を除いて、全てイングランドのみに適用される。

***バスサービス法案 (Bus Services Bill)**

- ・ 合同行政機構 (combined authorities) の直接公選首長³及び地域の交通当局に対し、バスサービス改善の権限を付与する。
- ・ 合同行政機構の直接公選首長に対し、ロンドンと同様の地域のバスサービスのフランチャイズ権を与える。
- ・ イングランド全土のバス運行会社に対し、バスの運行ルート、運賃、発車時刻等に関するデータをオープンデータとして公表することを義務付ける。これによって、アプリケーションソフトの開発者によるそれらデータの利用を可能にし、地域のバスサービスを最大限に活用する方法について乗客に良い情報を提供できるようにする。

この法案は既に国会に提出されている。さらなる情報は下記ウェブサイトを参照。

<http://services.parliament.uk/bills/2016-17/busservices.html>

¹<http://www.parliament.uk/about/faqs/house-of-commons-faqs/business-faq-page/recess-dates/>

²<https://www.gov.uk/government/speeches/statement-from-the-new-prime-minister-theresa-may>

³合同行政機構及び合同行政機構の公選首長については、2016年2月のマンスリートピック「新法の制定で複数の地方自治体の連合体『合同行政機構』の機能拡大へ ～ 合同行政機構の管轄地域での公選首長の設置も可能に」を参照のこと。http://www.jlgc.org.uk/jp/monthly_topic/uk_feb_2016_01/

*児童・福祉サービス法案 (Children and Social Work Bill)

- ・児童養護施設出身者が「パーソナルアドバイザー」の支援を受けることができる期間を25歳までに延長する。
- ・地方自治体に対し、児童養護施設の入所者が施設退所後に受けることができる地域の公共サービスについて明記した文書を発行することを義務付ける。地方自治体は、児童養護施設出身者の意見を聞いた上で同文書を作成、発行しなければならない。
- ・ソーシャルワーカーの規制機関を新たに設置する。
- ・地方自治体が、児童福祉サービスの提供に関して新しい革新的な取り組みを試験的に行うことを許可する。

この法案は既に国会に提出されている。さらなる情報は下記ウェブサイトを参照。

<http://services.parliament.uk/bills/2016-17/childrenandsocialwork.html>

*地方財政法案 (Local Government Finance Bill)

- ・イングランドの地方自治体がビジネスレイト⁴の税収の全額を保持することを可能にするための仕組みを整備する。この改革に伴い地方自治体に移譲される一連の権限について規定する。
- ・合同行政機構の公選首長に、新たなインフラ施設建設への資金調達を目的として、追加的なビジネスレイトを賦課する権限を与える（ただし、地域産業パートナーシップ (Local Enterprise Partnership、LEPs) を通して地域の企業の合意を得ることを条件とする）。

この法案は既に国会に提出されている。さらなる情報は下記ウェブサイトを参照。

<http://services.parliament.uk/bills/2016-17/localgovernmentfinance.html>

*近隣地区計画法案 (Neighbourhood Planning Bill)

- ・独立の組織「全国インフラ委員会 (National Infrastructure Commission)」の設置を法律で規定する（同委員会は既に発足しているが、その設置を法律で定める）。
- ・地域の開発計画に関する地域住民の権限をさらに強化する。
- ・土地収用命令 (Compulsory Purchase Order) の執行手続きを明確化する。

⁴ビジネスレイトとは、店舗やオフィス、工場、倉庫などの事業用資産に課せられる租税である。現制度下において、イングランドの地方自治体は、地域で徴収されるビジネスレイトの税収の50%を保持しており、残り50%は、一旦国に納入された後、補助金の形で地方自治体に再配分されている。

この法案は既に国会に提出されている。さらなる情報は下記ウェブサイトを参照。

<http://services.parliament.uk/bills/2016-17/neighbourhoodplanning.html>

*警察・犯罪法案 (Policing and Crime Bill)

- ・ 緊急サービスの組織（警察、消防・救急サービス等）間の協働を義務付ける。
- ・ ロンドン以外のイングランドの地域で、警察・犯罪対策長官（Police and Crime Commissioner、PCC）⁵が地域の消防・救急サービスに責任を負うことを可能にし、同一の組織が地域の警察と消防・救急サービスの両方の職員の雇用を担うことを可能にする。警察・犯罪対策長官が消防・救急サービスに責任を負わない場合は、地域の消防・救急局（Fire and Rescue Authority、FRA）で投票権を持つメンバーとなることを可能にする（ただし消防・救急局の合意が必要とされる）。
- ・ 酒類の法的定義を変更し、粉末状の酒類も含める。
- ・ 個人に発行される酒類販売免許である「パーソナル・ライセンス（Personal license）」を停止または剥奪できる地方自治体の権限を強化する。
- ・ 内務省が緊急サービスの組織間の協働に関して 2015 年に行ったコンサルテーション作業の結果を受けて決定した事項を実行する。それら決定には、「ロンドン消防・危機管理計画局（London Fire and Emergency Planning Authority、LFEPA）」の廃止などが含まれる（このコンサルテーション作業の結果は、2016 年 1 月に「緊急サービス間のより密接な協働に向けて（Enabling closer working between the emergency services）」と題する文書の形で内務省によって発表されている⁶）。

この法案は既に国会に提出されている。さらなる情報は下記ウェブサイトを参照。

<http://services.parliament.uk/bills/2016-17/policingandcrime.html>

*ウェールズ法 (Wales Bill)

- ・ ウェールズ議会に対し、エネルギー、交通、環境、ウェールズ議会（議会の名称変更の権限も含む）、地方選挙に関するさらなる権限を付与する。
- ・ 2015 年に英国政府が発表した「セント・デービッツ・デー合意（St David's Day Agreement）」に含まれていたウェールズへの分権案を実行する。

⁵警察・犯罪対策長官とは、ロンドン以外のイングランド及びウェールズ内の各警察の管轄地域に設置されている役職であり、住民の直接選挙で選ばれる。その役割は、地域の警察業務の監視、戦略及び予算策定などである。2012 年に、それまでの公安委員会に代わる役職として設置された。

⁶<https://www.gov.uk/government/consultations/enabling-closer-working-between-the-emergency-services>

この法案は既に国会に提出されている。さらなる情報は下記ウェブサイトを参照。
<http://services.parliament.uk/bills/2016-17/wales.html>